

GGGG 光オプション利用規約

第1章 総則

第1条 本規約について

- この規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社 NTT ドコモ(以下「当社」といいます)が提供する「GGGG 光オプション」(以下「本サービス」といいます)について、第2条(会員)に定める会員(以下「会員」といいます)が、本サービスを利用する際に適用される利用条件を規定するものです。

第2条 会員

- 会員とは、当社が「ぷらら会員規約」等に基づき提供する個人向けインターネットサービス「ぷらら」の契約者のうち、下記の当社接続サービスを契約している者であって、本規約に基づき本サービスにかかる契約を締結した者としてします。
 - 「ぷらら光」
 - 「plala(ドコモ光 1ギガ)」
 - 「plala(ドコモ光 10ギガ)」

第3条 本利用規約の適用

- 本規約は、「ぷらら会員規約」および第2条に該当するいずれかの会員規約(以下、「会員規約」といいます)の一部を構成するものとし、本規約に規定されていない事項については、会員規約を適用します。また、本規約と会員規約の規定が抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、本規約が優先するものとしてします。
- 会員は、本サービスを利用するにあたり、会員規約、本規約に同意するものとしてします。

第4条 本利用規約の変更

- 当社は、次の各号に該当する場合は、会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとしてします。
 - (ア) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
 - (イ) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第5条 定義

本規約において用いる用語の定義は以下とします

用語	定義
----	----

IPoE	IP over Ethernet の略。NTT 東日本・西日本が提供するネットワーク「NGN」への接続方式の 1 つで、PPPoE 接続とは異なる方式。NTT 東日本・西日本が他事業者に割り振られた IPv6 アドレスを預かった上で各利用者端末に割り当てることにより、IPv6 アドレスにより通信できる
IPv4 over IPv6	IPv6 環境でも IPv4 形式の通信が可能な接続方法。IPoE 接続事業者 (VNE) の設備を利用
DS-Lite	IPv4 over IPv6 の技術規格の 1 つ
transix	IPoE 接続事業者のインターネットマルチフィード株式会社が提供する DS-Lite 方式の IPoE 方式のローミング接続サービス
帯域制御	「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」が策定する「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」で定義されるアプリケーションやサービス、利用者などを区別して、使用できる回線容量や通信速度等に基準を設けることでネットワーク上のトラヒックを制御しようとする
開通	IPoE 方式の IPv6 インターネット通信が可能な状態になること
閉塞	IPoE 方式の IPv6 インターネット通信が不可の状態になること

第 2 章 サービス

第 6 条 本サービスの内容

1. 本サービスは IPoE 方式専用で提供します。IPv4 接続は IPv4 over IPv6 接続 (transix・DS-Lite 方式) で提供します。
2. IPv4 over IPv6 接続におけるグローバル IP アドレスは、他の会員と共有の IP アドレスを提供し、ポート割当数は 12,800 とします。
3. 本サービスは、通常のコースと異なる本サービス専用設計した帯域を提供します。また、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」が策定する「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」の基本原則に準じ、帯域制御が認められる合理的範囲内で、本サービス提供に伴い帯域を占有している特定のアプリケーションを制御する必要があることから、特定カテゴリーのアプリケーション等に係るトラヒックの帯域幅の制御 (スロットリング) を実施します。帯域制御の運用方法は同ガイドラインに準じ、制御内容は以下の通りです。

制御対象通信カテゴリー: 「動画」「ソフトウェアダウンロード」「P2P 交換ソフトウェア」

制御対象時間帯: 24 時間のうち当社が必要と判断した場合

制御場所: 日本全国

第 7 条 帯域制御の実施に伴う同意

1. 会員は、当社が本サービス提供に伴い、第6条 3 項で定める特定の通信カテゴリーのアプリケーション等に係るトラフィックの帯域幅の制御(スロットリング)を実施するために、会員の通信のうち、IP ヘッダ、TCP/UDP ヘッダ、および、アプリケーション層のデータ等を機械的・自動的に取得・検知し、帯域幅を制御することに同意します。

第8条 本サービスの品質

1. 本サービスはベストエフォートのためネットワーク混雑の抑制、低遅延を含む通信品質および通信速度を保証するものではありません。

第9条 本サービスのご利用機器条件

1. 本サービスのご利用には、当社が別途指定する transix 対応のルーター等通信機器が必要です。
2. 前項の通信機器は会員ご自身で費用負担し、市販ルーター等をご用意するか、または、当社が別に提供するレンタルサービスを利用するものとします。
3. 当社がレンタル提供するルーター等通信機器以外の故障および不具合等は会員自身で対処するものとし、各種費用については会員ご自身で負担するものとします。
4. 会員は、当社がレンタル提供するルーター等通信機器以外の亡失、き損または故障に起因して本サービスを利用できなかった場合においても、第 15 条に定める本サービスの月額利用料金の支払いを要するものとします。

第 10 条 本サービスの廃止

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部または一部を、一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を廃止するときは、会員に対し、本サービスの提供を廃止する旨を周知または通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、会員又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

第 3 章 本サービスの利用契約の締結等

第 11 条 本サービスの申し込み・承諾

1. 本サービスの利用を希望する者(以下、「申込者」といいます。)は、本利用規約を十分に確認し、当社所定の申込手続きを行い、当社が承諾した場合、本サービスの契約(以下、「本契約」といいます)が成立したものとします。
2. 当社は、第 2 条が定める利用回線とする場合に限り、本サービスを提供します。当社は、1の利用回線ごとに1の本サービス契約を締結します。この場合、会員は、1の本サービス契約につき、1

人に限ります。

第 12 条 本サービスの契約期間

1. 本サービスの利用契約期間は、開通した日から、第 13 条(会員からの解約)または第 14 条(当社からの利用停止・解除)に定める利用契約が終了する日までとします。

第 13 条 会員からの解約

1. 会員が本サービスの利用契約を解約する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。
2. 本条による解約の場合、解約日は、会員からの本サービスの閉塞希望日となります。

第 14 条 当社からの利用停止・解除

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部または全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとします。本条による解除の場合、解除日は、次の各号が発生した事実を当社が確認した日となります。
 - ① 本サービスを含む当社料金の支払について、債務不履行の事実を当社が確認したとき。
 - ② 当社と会員の間で当社接続サービスにかかる契約が終了したとき。
 - ③ 会員の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼしたまたは及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ④ 会員が申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
 - ⑤ その他、当社が会員に対して本サービスを提供することが不適当と判断したとき。

第 4 章 利用料金

第 15 条 本サービスの利用料金、算定方法等

1. 本サービスの月額料金および会員負担金は、別記 1(料金表)に定めるとおりとします。
2. 本サービスの月額料金は、月毎に定められるものとし、本サービスの契約開始日の属する月の翌々月から、解約日を含む月まで発生するものとします。
3. 月額料金の日割り計算は行わないものとします。
4. 当社は、会員に対し本条に関わる料金を請求し、会員は、遅滞なく支払うものとします。

第 16 条 責任の制限

1. 当社は、本サービスの内容、および会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。

2. 当社は、第 8 条、第 9 条および第 14 条に定める場合を除き本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、もしくは停止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した会員又は第三者の損害について、それが当社の責に帰すべき理由がある場合は、本条 3 項および 4 項の範囲内で賠償します。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はその限りではないものとします。
3. 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、本条第 4 項に示す算定方法により、会員に対し損害を賠償します。
4. 本条第 3 項に示す場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の、その状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額基本料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はその限りではないものとします。

附則

本規約は 2021 年 12 月 9 日より実施するものとします。

本規約は 2022 年 3 月 31 日より改定するものとします。

本規約は 2022 年 4 月 19 日より改定するものとします。

本規約は 2022 年 6 月 29 日より改定するものとします。

本規約は 2022 年 7 月 1 日より改定するものとします。

別記 料金表

1. 月額料金

単位	月額料金(税込)
1 契約	990 円